

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて
請議します。

令和 2 年 2 月 5 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（令和 2 年 1 月 2 4
日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財及び天然
記念物としての指定をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 有形文化財 3件

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造毘沙門天立像	1軀	岡崎市滝町字山籠107	宗教法人滝山寺
工芸品	蒔絵曲祿	1基	岡崎市滝町字山籠107	宗教法人滝山寺
考古資料	伊良湖東大寺瓦窯跡 出土品	455点	田原市古田町岡ノ越6-4 渥美郷土資料館展示収蔵庫	田原市

(新規指定) 記念物 天然記念物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	下山小学校のヤマザクラ	1樹	岡崎市保久町字市場 16番地	岡崎市



令和2年1月24日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成31年1月25日及び令和元年7月26日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

記

種別	名称	所在地	所有者	指定理由
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天立像	岡崎市滝町字山籠 107	宗教法人 滝山寺	別紙のとおり
有形文化財 (工芸品)	蒔絵曲椀	岡崎市滝町字山籠 107	宗教法人 滝山寺	別紙のとおり
有形文化財 (考古資料)	伊良湖東大寺瓦窯跡出土品	田原市古田町岡ノ 越6-4 渥美郷 土資料展示収蔵館	田原市	別紙のとおり
天然記念物 (植物)	下山小学校のヤマザクラ	岡崎市保久町字市場 16番地	岡崎市	別紙のとおり

指定理由書

種別	有形文化財（美術工芸・彫刻）
名称	木造毘沙門天立像 <small>もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう</small>
員数	1 軀 <small>く</small>
法量	像高 150.3 cm 髪(兜)際高 135.0 cm
時代	平安後期
所在地	岡崎市滝町山籠 107
所有者	宗教法人 滝山寺 <small>たきさんじ</small>
住所	岡崎市滝町山籠 107

指定理由

矢作川の支流・青木川流域の山中にある滝山寺は、当寺蔵『滝山寺縁起』（鎌倉末期成立、寛永20/1643年写本、以下『縁起』と記す）によれば、朱鳥元年（686）、役小角が青木川から拾い上げた薬師如来像を本尊として吉祥寺を草創したのに始まるとされる。保安年間（1120-24）に至り、叡山で修行した仏泉上人永救が来住して復興し、物部氏・三河大伴氏の外護を受けて本堂を建立して滝山寺を称し、新興の在地豪族藤原季範の帰依をも受けて、やがて360の支院を擁す寺院に発展した。現在も吉祥陀羅尼山薬樹王院を号す天台宗寺院であり、源頼朝の従兄弟・式部寛伝を施主とする頼朝追善のための運慶・湛慶父子作聖観音・梵天・帝釈天像（国重文）があることでも知られ、また、現本堂（国重文、室町前期1333-1392年再建）の須弥壇上には、中央厨子内の本尊・木造薬師如来坐像（秘仏、12世紀前半、未指定）をはじめ多くの仏像が祀られている。

本像は本堂須弥壇上の南西角に安置されている像高150.3cmの毘沙門天立像である。カヤとみられる針葉樹材の縦一材から、兜の頂の突起および両足柄を含む頭体幹部を彫出する一木造で、背面から裳裾にかけて背面から内刳りを施し、背板（ほぼ「獣皮」部分に相当）を当てる。裳裾右側にさらに長半月形の蓋板を矧ぎ足している。これに左手は肩、肘、手首で矧ぎ、右手は肩、右大袖先端を矧いで、さらに右沓先（後補）、両天衣垂下部（後補）、持物（後補）を別材矧付けとする。現状は素地であるが、当初は黄土などの檀色に彩色されたものか。帯喰に赤色、瞳、髭、衣（裳の襷線）、甲（垂飾文など）に墨描が認められ、背面には鑿痕が多く認められる。

以上の材質・構造等と共に、大きい頭部に猪首のずんぐりとした体形、抑制された大袖や裳の動きの表現には、9－10世紀彫刻に通じる古様さが認められる。また兜を被り、右手甲を前方に向けて持物を執る形姿の多聞天・毘沙門天像の作例は、岐阜・華嚴寺像（9世紀）、和歌山・道成寺像（9－10世紀）、金剛峯寺像（9－10世紀）、法隆寺講堂像（10世紀末）など、9－10世紀の古例に比較的多くみられる。本像の体軀表現は、三重・常善寺毘沙門天像（重文、平安10世紀）や鈴鹿市・神宮寺多聞天像（重文、10世紀末）にも相通じるが、より丸みが強く、童顔であり、また側面観においてやや扁平な背面、簡略化された浅い衣文・甲表現、邪鬼の形姿などは、やや遅れる11世紀初頃の製作と推定される。すなわち本像は、保安再建時以後の造像とみられる本尊・薬師如来坐像より古く、当寺に現存する仏像中で最古に属す作例と考えられ、前身寺院・吉祥寺より伝来された像である可能性が高い。

現在、本尊厨子を挟む須弥壇上の南東側には木造不動明王坐像（市指定、一木造、平安後期11世紀半ば推定）が安置されている。『縁起』では「本尊左右の脇士」として不動明王・毘沙門天像が対をなしたと記されるが、現存の両像は法量・用材・作風に隔たりが大きく、本来の一具像とする根拠は必ずしも十分ではない。一般に、不動明王像と毘沙門天像を一对の脇侍とする例は、比叡山横川中堂（根本観音堂）に淵源したことが知られており、横川中堂には本尊聖観音菩薩立像の脇侍として、制作時期の異なる毘沙門天像（9世紀半ば）と不動明王像（天延3/975年）が安置されていた。叡山で修行した仏泉上人の来山以後に、当寺でもこれに倣った配置がなされたことは十分考えられるが、現存二尊が当該の一对像であるかは、なお検討を要すると考えられることから県指定候補としては、個別に取り扱うこととする。造立時の安置状況や不動明王像との一具性は不明であるが、本像の保存状態は良好であり、両手先や邪鬼（クス別材、一材製）も当初のものとみられる。二体の邪鬼は、綱で縛られる珍しい形状であるとともに、毘沙門天背面と同様、多くの鑿痕を残しており、本像が神仏習合の本地仏的な存在であった可能性も示している。

四天王のなかで北方守護を担う多聞天が毘沙門天として単独で信仰され造像される記録上の初例は、わが国では奈良時代後期、天平神護2年（766）の隅寺・毘沙門天像の造立からであるが、平安時代に入ると、北方守護・都城守護神としては兜跋毘沙門天像が多く単独で造立された。しかし多聞天形の毘沙門天像も大阪・神峯山、奈良・信貴山、京都・鞍馬山など、水源・樹林への尊崇や境域守

護と結びついた霊山に広く祀られたことが知られており、「法華経」普門品に基づくかんのんさんじゅうさんおうげんしん観音三十三応現身の思想により、かんのん観音の変身あるいは対偶神としてのびしゃもんでんぞう毘沙門天像造立が指摘されている（参考文献⑥）。本像の鑿痕を多く残したほんちぶつ本地仏的な表現、神将としてはやや異形の童子的な面相などから、きちじょうじ山寺・吉祥寺（たきさんじ滝山寺）の山林修験と結びついた護法神的存在であったとも考えられるが、じゃ邪鬼の形状から戦勝祈願や境域守護の造立であった可能性もなしとしない。

県下のびしゃもんでんぞう毘沙門天像として、本像は和歌山から移安された岡崎市こうしんこう と ぼつ庚申講兜跋びしゃもんでんぞう毘沙門天像（9世紀）、稲沢市舟橋安養寺あんようじ びしゃもんでんぞう毘沙門天像（10世紀末）に次ぐ古例であり、在地仏師によると考えられる簡明粗放ながら気迫ある個性的なその作風は、当代の毘沙門天像中においても異彩を放つものである。山岳寺院として始まった滝山寺創建期や当地域の歴史を考える上でも重要な作例と考えられる。

〔参考文献〕

- ①『滝山寺縁起』滝山寺蔵、寛永 20／1643 年写本、
- ② 岡崎市史料叢書『滝山寺文書』上・下 岡崎市史料叢書編集委員会 岡崎市 2018 年（上巻）、2019 年（下巻）
- ③『愛知県史 別編 彫刻』424—425 頁 愛知県史編さん委員会 愛知県 2013 年
- ④『比叡山と東海の至宝』展図録 名古屋市博物館 2006 年
- ⑤ 山岸公基「滝山寺の彫刻」『天台のほとけ』展図録 岡崎市美術博物館 2003 年
- ⑥ 鈴木喜博「毘沙門信仰の一形態について—不動・毘沙門研究序説—」『仏教芸術』149 号 1983 年

（附）法量詳細 （単位cm）

像 高	150.3
髪際高	135.0
頂一顎	38.5
面 長	20.4
面 奥	30.3
面 幅	18.0

耳 張 (兜張)	23.3		
胸 奥	26.0		
腹 奥	31.5		
臂 張	61.7 (大袖上位置)	67.0 (袖一袖)	
裾 張	44.0 (甲裾)	36.0 (裳裾)	
足先開	外 50.7		
	内 35.8		
材最大幅	53.0 (左腰 - 右甲裾) ※肩 - 肩で 39.9 c m		
蓋板幅	25.5 (兜基底部)	12.0 (兜上端)	24.0 (背面中央)
	30.3 (腰)	30.4 (甲裾)	28.3 (裳裾 - 最大値)
邪鬼	幅 79.0	奥 45.0	高 23.0

形状

頭頂に突起(髷)を彫出し、兜を冠る。髪はあらわさない。兜は平彫、無文、兜頂(髷前)正面に山形の突起を付ける。忿怒相、瞋目とし両目を大きく見開き閉口。耳朶は垂部のみあらわす(不環)。猪首の首周りに領巾を結び、背面に短く垂らす。胸甲・腹甲、前楯、脛甲を着け、背面に獣皮をあらわす。鱗袖付內衣、短めの大袖衣、筒袖衣、裳、袴(膝で括る)を着け、沓を履く。胸帯、腰帯を結び、腰帯正面に帯喰を彫出する。天衣は前楯半ばをU字形に亘りて左右腰脇で垂下する。左手は屈臂して左肩前で掌を上に向けて持物(宝塔後補一別置)を戴き、右手はゆるく垂下し手甲を前方に向けて持物(三叉戟後補)を執る。右足をやや前に出し、左腰をやや外側につきだし、正面を向いて二匹の邪鬼(各頭部を正面に向けて蹲る、間を綱で縛る)の各頭上に足を置いて立つ。

品質・構造

カヤとみられる針葉樹材の一木造。頭体幹部は兜頂の突起から両足柄に至る大略を縦一材(木心は左踵のやや後を通る線に籠める)より彫出。兜背面から裳裾にかけて背面から内割りし、背板(ほぼ獣皮部分に相当)を当て、裳裾右側に長半月形の蓋板を矧ぎ足す。左手は肩、肘(大袖付け根一鱗袖前部)、手首で

は 矧ぎ、右手は肩、手首で矧ぐ。さらに右沓先（後補）、右大袖先端、両天衣垂下部（後補）、持物（後補）を別材矧付けとする。邪鬼はクスノキとみられる広葉樹一材から二軀を彫出。甲の背面、邪鬼の背中などに多くの鑿痕を残す。

仕上げ

現状素地、もとは色彩か。瞳、髭、衣（裳の前面に襞線墨描）、甲（下辺に垂飾墨描）に墨描、唇、帯喰彩色（赤）。

保存状態

鼻先端に補修、両天衣垂下部、右沓先、持物、後補。

制作年代

平安後期 11世紀（初）



正面全身



背面全身



左側面全身



右側面全身



上半身拡大



邪鬼部分拡大

(写真は愛知県総務部法務文書課県史編さん室提供)

指定理由書

種別	有形文化財（美術工芸・工芸品）
名称	蒔絵曲祿
員数	1基
法量	高 78.5cm 幅(背笠木) 67.1cm (座框) 49.4cm (脚) 49.5cm 奥行(背板中央～脚前端) 117.3cm (座) 27.8cm
時代	桃山時代末～江戸時代初期（17世紀前半）
所在地	岡崎市滝町字山籠 107
所有者	宗教法人 滝山寺
住所	岡崎市滝町山籠 107

指定理由

滝山寺は、奈良時代に役行者が青木川で拾った金色薬師如来像を祀ったことに始まり、保安年間（1120－23）に天台僧仏泉上人永救が在地豪族の物部氏を檀越として再興したと伝え（『滝山寺縁起』）、現在まで天台宗の法灯を継ぐ山寺である。とくに平安時代末から鎌倉時代初期にかけ住持を勤めた寛伝（1142－1205）は、源頼朝の従兄弟であったことから頼朝の絶大な庇護のもとに伽藍を整備。聖観音菩薩像及び両脇侍像（梵天・帝釈天）は頼朝の三回忌にあたる正治三年（1201）に、寛伝が頼朝追善のため運慶・湛慶父子に造立せしめたと『縁起』に伝え、慶派仏師の基準作として重要文化財に指定されている。戦国時代に衰微するも、近世初期に徳川家康の庇護を受けて復興。慶長十七年（1612）施入の大般若経六百巻が伝存することから、この頃までに寺観が整備されたとみていい。さらに天海の弟子で寛永寺青龍院住職の亮盛が兼住したことから幕府との関係が強化され、正保三年（1646）には将軍家光の命で境内に滝山東照宮が創建された。最近の県文化財保護審議会美術工芸部会による総合調査で、この際に施入されたとみられる金銅装常香盤が新たに見出された。

本作品は、木造で、総体に黒漆を塗り蒔絵を施した交脚式の曲祿である。背は、緩やかな波打つ笠木を側柱に装架する。中央に長方形の背板を設け、これを下端で横板が受ける。横板は上・下に棧を渡し、間に柱を立てて3区に分ち、各々に板を嵌める。棧・柱ともに二条隆帯様に作る。柱は背部分のみ緩やかに反らせて、座より下は直線的に脚端に至る。座の皮はすべて欠失。皮は横棧に小孔をあけ、縫い留めた上で鋸留していたが、孔と15個の鋸はすべて残る。脚前側の踏板と脚棧の間には3条に膨らみをもつ羽目板を設け、中央に海松貝文を透かす。

蒔絵まきえの図様は、笠木かさぎに桐唐草きりからくさ、背板端の横板には菊・桐紋の組み合わせ、柱には薄すすきに露つゆ、座の棧せと踏み板みりがいには海松貝みるがい、脚前棧きゃくぜんせきには葵あおい、後棧ちようじからくさには丁子唐草まきえを表す。蒔絵技法まきえは平蒔絵ひらまきえで、濃さを違えた絵梨地えなじじを主体とし、菊紋の一部、葵の花、貝の一部などを針描で表す。

金具は金銅製の桶形八双形で、笠木鼻かさぎ、座棧鼻せせき、踏板鼻ふみい、脚棧鼻きゃくせきと柱の交差部に嵌める。素地に蹴彫りけぼで桐紋を表し、鋤彫りすきぼは施さない。

蒔絵表現にやや粗さが目立つこと、踏板みりがいの海松貝が3区に分割されること、金具の桐紋けぼが蹴彫りのみの線描によることなど、いわゆる高台寺蒔絵こうだいじまきえのうちではやや新様を認める。製作時期は、桃山時代末～江戸時代初期、17世紀前半とみられ、滝山寺たきさんじの近世整備期に施入されたものと思われる。本品と同様の平蒔絵ひらまきえを施した曲祿きよくろくとしては京都市瑞光寺伝来の南蛮人蒔絵曲祿なんばんじんまきえきよくろく（重要文化財、桃山時代）が知られるが、類品はきわめて少なく、工芸史的価値が大きく、県指定文化財（工芸）としてふさわしい。

写真



全体像



笠木（桐唐草）



踏板（海松貝）



背板下端の横板（菊・桐紋）



金具（柱交差部）

指定理由書

種別	考古資料
名称	伊良湖東大寺瓦窯跡出土品
員数	455点
時代	鎌倉
所在地	田原市古田町岡ノ越6-4 渥美郷土資料展示収蔵館
所有者	田原市
住所	田原市田原町南番場30-1

指定理由

伊良湖東大寺瓦窯跡は、昭和41年（1966）に豊川用水路施設工事に伴い愛知県教育委員会によって発掘調査され、3基の^{あながま}窰と関連遺構（第4地点）1基が検出され「東大寺大佛殿瓦」が出土したことから、昭和42年、鎌倉時代初期の東大寺再建用の瓦を供給した窰の一つとして国の史跡に指定された。

本資料は、その伊良湖東大寺瓦窯跡からの出土品である。発掘調査から半世紀以上が経過し出土地点が不詳のものが存在するため、出土地点の注記があり、本瓦窯跡の出土品であることが確実なもの455点に限定されている。

本出土品は軒丸瓦・丸瓦・軒平瓦・平瓦など瓦類が主体を占める。軒丸瓦は、外径約20cmで、径約16cmの内区には中心の一つ、それを取り巻くように六つの円圈（径4.8cm）を配し、中央の三つに「東大寺」、その右側の二つに「大佛」、左側の二つに「殿瓦」と一文字ずつと記される。軒平瓦は幅約7cmで、幅約4cmの内区に七つの円圈（径3.2cm）を配し、右から左に一文字ずつ「東大寺大佛殿瓦」と記される。平瓦は長さ約40cmで、凸面に縄目タタキ痕がみられ、凹面に「東」または「大佛殿」の刻印が押される。なお、軒丸瓦と軒平瓦の「東大寺大佛殿瓦」、平瓦の「東」には2種類の書体が確認されている。

また瓦類以外の出土品には、山茶碗・小皿・突帯文壺・甕・経筒外容器などがある。このうち山茶碗には、輪花を残すものの施釉の痕跡は認められず、山茶碗とセットとなる小皿には、付高台のものはなく平底で外面に糸切り痕が残っており、渥美窯山茶碗編年の2型式を主体とするものである。

本瓦窯産の瓦類は、東大寺鐘楼の解体修理や大仏殿院回廊跡の発掘調査によって軒丸瓦2種・軒平瓦2種・平瓦が確認されている。東大寺での本瓦窯産瓦は散在的な分布状況を示しており、瓦を葺き上げた建物の特定は

できていないが、本瓦窯^{がよう}の操業年代は、大仏殿供養が行われた12世紀末から、鐘楼^{しょうろう}が建立されたとされる13世紀初頭にその一端を求めることができる。

以上、本出土品の瓦類は、東大寺再建用として伊良湖東大寺瓦窯跡^{いらごとうだいじがようあと}で生産したことを示す現物資料であること、また瓦類以外のものは、渥美窯編年^{あつみようへんねん}の暦年代^{れきねんだい}を考える上で貴重な標式資料であることから、愛知県有形文化財考古資料として相応しいものとする。



伊良湖東大寺瓦窯跡現況



出土品集合写真



出土軒瓦類



出土碗類

(写真は田原市教育委員会提供)

指定理由書

種別	天然記念物
名称	<small>しもやましょうがっこう</small> 下山小学校のヤマザクラ
員数	1 樹
樹齢	推定樹齢 300 年
所在地	岡崎市保久町字市場 16 番地
所有者	岡崎市
住所	岡崎市十王町二丁目 9 番地
指定理由	

ヤマザクラは、バラ科サクラ属に分類される落葉高木で、開花時期は4月上旬から中旬頃である。開花と同時に赤紫色の新芽が展葉する。

今回指定するヤマザクラは、岡崎市立下山小学校に所在する。標高 340m、山間部の小学校校舎南側の校庭で生育している。樹高 8.57m、幹回り 4.0 m、胸高直径 1.4m、枝張り東西 13.0m、南北 12.0mと、県内でも有数の規模をもつ堂々たる巨木であり、岡崎市の天然記念物に指定されている。

地元では、天然に自生する樹木が現在地周辺に数本移植されたものの1本で、明治に小学校が建設される以前から既に存在していたと伝えられている。樹齢 300 年と推定される古木で、県内に所在するヤマザクラの古木と比較しても最も古い部類といえる。

地域住民による適切な保全活動と管理が継続して行われ、花付きや樹勢も旺盛である。現状では、本樹の生育にとって障害となる事象は確認されていないが、過去には樹勢が衰退し、枯死寸前まで至ったことがあり、その際には地元有志の尽力により再生させることができた。こうした経緯も踏まえ、今後も樹勢を弱らせないための定期的な生育環境の保全作業が必要である。

日常管理は、地元住民を中心に行われており、ヤマザクラの樹皮に付着したコケの除去作業、伸長した枝を支えるための支柱や根の保護のための柵の設置、周辺清掃などの作業が行われている。毎年春の開花時期には、住民や小学校の卒業生等も参加する「山桜を愛でる会」が開催されるなど、地元の保護意識は高い。

また、小学校の敷地内に古くから存在する樹木を天然記念物として指定することで、児童に対する自然保護意識の啓発や、文化財及び地域の歴史・風土に対する理解を深める一助となることが期待される。

以上の理由から、このヤマザクラを県の天然記念物に指定し、より一層の保護を図ろうとするものである。

写真



ヤマザクラの全景



ヤマザクラの花

(写真は岡崎市教育委員会提供)

愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 9	1	1 1 0
		工 芸 品	1 1 0	1	1 1 1
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8	1	2 9
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 5		4 5	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 2	1	6 3	
合 計		6 1 6	4	6 2 0	